

四日市市告示第 438 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和2年 8月19日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	起点	幅員 (m)	延長 (m)	別添図位番号
		終点			
1	日永5号線	日永一丁目61-1	4.0	18.3	NO.1
		日永一丁目61-1			
2	別名50号線	別名五丁目1546-1	4.8	18.5	NO.2
		別名五丁目1546-1			
3	別名80号線	別名五丁目1546-1	4.9~9.8	2.1	NO.3
		別名五丁目1546-1			
4	大矢知42号線	山分町字南山分40-4	6.1	45.5	NO.4
		山分町字南山分40-10			
5	四日市大学進入 路線	中村町字半谷2294-90	5.2~31.0	123.6	NO.5
		中村町字中尾2416-70			